

強風による運転規制に関する基準

鉄道に関する技術上の基準を定める省令

(平成13年12月25日国土交通省令第151号)

第10章 運転 第2節 列車の運転

(列車の危難防止)

第108条 暴風雨、地震等により列車に危難の生ずるおそれがあるときは、その状況を考慮し、列車の運転の一時中止その他の危難防止の措置を講じなければならない。

鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準

(平成14年3月8日付け国鉄技第157号 鉄道局長から地方運輸局長あて通達)

第108条(列車の危難防止)関係

気象又は地象の状況により、列車に危難の生じるおそれがあるときの列車の運転の一時中止又は運転速度規制等の措置については、その方法、対象とする区間等を定めておくこと。